

平成30年度 豊岡市ものづくり企業等支援補助金要領（新製品・新技術開発支援）

対象事業	<p>新製品・新技術等を開発するための調査研究（企画立案、市場調査、試験、試作、改良など）を支援します。</p> <p>※ 市内で事業化されるものに限りです。</p>
対象経費	<p>次に掲げる経費。ただし、補助金交付決定前に発注、購入、契約等をしたもの及び経費に掛かる消費税は対象外になります。</p> <p>① 新製品等の可能性、市場又は文献等の調査に必要な旅費、謝金、手数料、印刷費等</p> <p>② 設計、加工、試験、デザイン開発に必要な委託料等</p> <p>③ 試験、改良等に必要な原材料費</p> <p>④ 特許権等導入経費</p> <p>⑤ 大学等に支払う共同研究費又は委託研究費</p> <p>⑥ 施設・設備の購入、リース、レンタル、改良、製作、据付、修繕に要する経費</p> <p>⑦ その他事業内容に応じ市長が必要と認める経費</p> <p>※ 交付決定前に発注、購入、契約等をしたものは対象外になります。</p> <p>※ ⑥の経費のみの申請はできません。</p>
補助率又は補助金等の額	<p>① 補助率：補助対象経費の1／2以内（環境経済認定事業者は2／3以内）</p> <p>② 補助金額：上限300万円（1,000円未満切捨て）</p>
対象者	<p>市内に事務所を置き、ものづくりを行う中小企業者、又はそれらの方が1社以上参加するグループ。「中小企業者」は中小企業基本法に定める中小企業者であり、個人を含みます。ただし、次の方は対象外です。</p> <p>① 市税を滞納されている方</p> <p>② 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者</p> <p>③ その他市が補助金を交付することが不適當であると認められる方</p>
交付申請の期限	平成30年5月15日（火）まで（土曜・日曜・祝日以外）
提出書類	<p>① 補助金等交付申請書</p> <p>② 補助事業計画書</p> <p>③ 決算書類（過去2年間の貸借対照表・損益計算書）</p> <p>④ 誓約書</p> <p>⑤ 市税を滞納していない証明書</p> <p>⑥ 履歴事項全部証明書（法人の場合）</p> <p>⑦ 住民票（起業する申請者が個人の場合）</p> <p>⑧ 事業内容の説明資料</p> <p>⑨ 対象経費の金額を確認できる資料（見積書・価格表等）</p> <p>⑩ その他市長が必要と認める書類</p> <p>※ 審査の都合上、追加書類の提出をお願いすることがあります。</p>
審査	提出書類及び聞き取りにより審査を行います。
審査基準	<p>①事業の計画性②事業の将来性③事業の継続性④補助目的との整合性⑤市の経済発展に与える影響⑥技術面での実現可能性などにより総合的に判断します。</p> <p>※ 過去に補助金を受けた申請者・事業は劣後的に取り扱うことがあります。</p>

申請件数・調整等	① 申請受付：1回の募集につき1社（人）あたり1件 ② 採択：1社（人）あたり年1件 ③ 国、県等の補助金が利用可能な場合、その制度の利用を優先してください。
事業期間	交付決定日～平成31年2月末（災害等やむを得ない事情がある場合を除く）
概要の公表	補助金を受けた事業の概要を報告していただき、協議のうえで公表します。
補助金交付	補助金を受けた事業の完了後に交付します。 （出来高に応じて交付決定額の7割以内の概算払いが可能）
補助金の返還	一定期間内に、事業を中止したり、市外に移転した場合などには、補助金を返還していただきます。詳細はお問い合わせください。

・補助事業終了後、領収書の写し、実施状況の写真等を添えて事業実績を報告していただきます。

【申込み・問合せ】豊岡市環境経済部環境経済課経済政策係  
Tel:0796-23-4480／E-mail: [ecovalley@city.toyooka.lg.jp](mailto:ecovalley@city.toyooka.lg.jp)